

感染症の予防について

- ◎ 学校は、多くの子どもたちの集団生活の場です。学校教育を円滑に実施し成果をあげるためには、学校における感染症の予防はとても大切です。保護者の方の正しいご理解とご協力をお願いいたします。
- ◎ 校長は、児童生徒が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり、またはかかるおそれがあるときは、出席を停止させることができます。(学校保健安全法第19条)
- ◎ 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

	病 名
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5NIであるものに限る。）
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5NI）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。	

- ◎ 出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、病状には個人差がありますので、合併症が起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて、元気になって登校登園するように留意ください。
- ◎ 出席停止の期間中は、感染防止のため友だちとの接触はさけてください。